

第十五回 参議院大蔵委員会會議録第十一号

(一七二)

昭和二十七年十二月十八日(木曜日)午後二時十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川 眞五郎君
小林 政夫君
小宮山 常吉君
杉山 昌作君
大野 幸一君
菊田 七平君
堀木 鎌三君

政府委員

大蔵省主計局長 河野 一之君
大蔵省主計局法規課長 白石 正雄君
大蔵省銀行局長 河野 通一君
食糧庁長官 東畑 四郎君
事務局側

説明員

水産庁漁政部 浜田 正君
協同組合課長

本日の會議に付した事件
○本委員会の運営に關する件
○中小漁業融資保証保險特別會計法案
(内閣送付)

○造幣局特別會計法案の一部を改正する法律案(内閣送付)

○食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合委員会開会の件

○委員長(中川以良君) それでは只今より委員会を開会いたします。

最初にお諮りを申し上げます。今お手許に差上げておきますように、農林委員会より当委員会の委員長宛お申入れの文書を受けております。これは朗読を省略いたしまして、只今この委員会に付託になつておりますところの米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に關する法律案に對しまして、農林委員会とい

は、この法律案の超過供出に對する免税の措置のほかに、早場米並びに供出完遂奨励金に對しても同様に免税の措置をとれ、こういうことに修正をせよというお申入れでございます。これを如何ように一つ本委員会として取扱うかにつきまして御協議申上げたいと存じます。

○杉山昌作君 これは、農林委員会からの申入れの取扱ひよりも、むしろ法律案そのものをまた全然審議もしてない。その審議をしながらこれをどう取扱うかというところにしなければならぬかと思ひますので、先ず審議を成る程度進めてからということでは如何でございませうか。

○委員長(中川以良君) それでは只今

杉山委員より御発言のごとく、先ず本委員会におきましてこの法律案の審議をいたしまして、その過程において一つの修正案についても検討を加え、必要があればここに農林委員長のおいでを願つて更に御説明を願う、こういうようなことではないかと存じますが、それでよろしうございませうか。

○委員長(中川以良君) それではさうに取計うことに決定をいたします。

○委員長(中川以良君) 次に中小漁業融資保証保險特別會計法案を議題といたします。これに關して御質疑をお願いいたします。

○小林政夫君 私の先般の要求によつて資料が出ておりますが、一応その資料の説明をお願いしたい。

○説明員(浜田正君) お手許に差上げました資料につきまして御説明いたします。

この中小漁業融資保証法に基く漁業信用基金協会のいうものがどういふふうに通算されて行くかということにつきましてお諮りするのですが、この基金は各県にそれぞれあるわけでありまして、各県はそれぞれの特長性を以て運用されるのでありますが、この計算としましては全国各県の状況を一つ／＼はな／＼詳細にはわかりませんが、仮に全国一本と考へた場合どうなるか。つまり平均的な数字といひますか、そういうことが前提になるわけでありませう。

そこで最初の表には結論的に貸借対照表、損益計算書が附いておりますが、そのそれぞれにつきまして二枚目から説明を書いてございます。それでこの基金は、想定として常時廻転して行く、平均年次において常時廻転して行く姿というものを頭に描いて想定しておるわけでありませう。そこで第一点は、この基金協会の出資額の問題でございます。これは主として漁業権証券、これが出資の大きな要素になるわけでありませうが、それに都道府県の出資も加わつて来る、こういう構成になりまして、全国としては先ず固く踏んで二十億と、こういうふうな考へております。それから次にこの二十億を基金といたしまして、然らばどの程度の融資を保証するか、こういう点であります。それはこの基金の五倍、つまり二十億の五倍で百億というものを保証をし得る能力を持つておる。そうしてその百億が年に二回廻する、平均保証期間は六カ月を考へておる、こういうことであります。

そこで次は基金協会が保証するにつきましてには保証料を徴収する。その保証料は幾らになるかといひますと、日歩七厘五毛と考へた。こういうことであります。これは後からの何と申しませうか、収支をつた逆計算でせうなるのであります。この七厘五毛は何のためかと申しますと、政府に對して保険料を払わなくちやならないといふことが一つと、それから基金協会の事務人件費を賄わなくちやならないといふこ

とが一つと、それから基金が代位弁済をいたしますといふと、求償権を取得して、それに基づいて債権の回収を図るが、全面的にこれが取れる……、我々の計算では三カ年かかると考へておりますが、全面的に取れるといふふうな想定するのはいさゝか無理でありますので、最後に幾ら焦げ付くかといふことを想定しまして、その分を賄う。つまり政府に對する保険料の支払、基金協会の事務人件費、そういうものを計算して逆に計算して行きますといふと、日歩七厘五毛程度の保証料を取ればこの基金としては円滑なる廻転ができて行く、こういう考へ方でありませう。そうしますと百億の七厘五毛についてそれが年に二回廻しますから二億七千三百万円という保証料の収入になる、これは全国的の形でありませう。

そこで今度はこの特別會計に關する点であります。この中小漁業融資保証保險特別會計によりましてこの協会が保証したものに對して七割の保険をする、こういうことであります。そうして保険金に對して年三分の保険料を支払う、そうしてこの保証したものに對して全部保険にかける。かように考へますと、百億に對してその七割、それにつきまして年三分、これが平均保証期間が六カ月でありまして、それが二回廻いたしますから二億一千万円、つまり三のところで御説明しました保証料収入二億七千三百万円の中から政府に對して二億一千万円の保険料

を支払う、こういう関係になるわけ
あります。

それから次は説明の五であります
が、この協会の保証料収入から保険料
を支払い、その残額の四分の一を未経
過保険料として翌年度に繰越す、つま
り保険保証をして行くときに先取りし
ておるのでありますから、未経過保険
料として計上しなくもやならん分が出
て来るわけでありまして。

次はこの基金協会が代位弁済をする
関係であります、この基金が保証を
しておる限りは理論的に申します、す
ば、保証期間が平均六カ月、而も
六カ月たつてそのときに返つて来な
かつたら、直ちに保証債務を履行しな
くもやならん、こういうことになるの
であります、直ちに履行するのでな
くして、やはり従来通り金融機関も取
立てを履行してもらいたい、そして
三カ月後代位弁済をするのだ、こうい
う考え方になるわけでありまして。そ
うしてその代位弁済額は然らばどうい
ふようになるかと申しますと保証額
の一割、こういうふうに見込んだとい
うことであります。そうしますと百億に
つきまして一割の二億二千万あります
から、二十億の代位弁済になる、こう
いう計算になるわけでありまして。

次は、七の問題は、代位弁済をした
ならば当然に債務者に向つて、銀行関
係はこれで零になります、基金協会
が債務者に向つて求償権を取得するこ
とになるわけでありまして。そこでこ
の求償権を取得したものがどういふ
に回収されるかと、こういう点あり
ます。それから先ず代位弁済をしてか
ら……、漁業の場合におきましては漁
不漁の関係がありますが、大体代位弁

済したときから三年たてば回収はでき
得るのじやないか、かように考えまし
て、その回収につきましても、初めの
ほうは金額を多く、あとのほうは金額
が少くなる、こういう考え方で、前
の一年間に先ず六割が返る、続く二年間
に四割のものが回収できるのだと、こ
ういう考え方に立つておるわけであり
ます。漁業におきましてはほかの債務
と違ひまして、漁、不漁ということが
ありまして、金融機関に対してその
漁、不漁の調整をやれということは
困難でありますからして、基金協会と
いうものをこしらえて、金融機関に対
して代位弁済をすることによつて責任
を果し、内部におきましてその漁、不
漁の調整をやり、漁の場合はどん／＼
回収する、不漁の場合はその点は回収
が延びる、そういうふうな基金の内部
でやつて、金融機関に対してその融資
を促進しよう、こういう点はこの前御
説明した通りでありまして、そういう
ことで代位弁済して以後、平均しま
して三年以内に返つて来るだろう、こ
ういう考えであります。そしてこの
求償権につきましては、政府が保険金
を支払つた場合は特別会計が七割の保
険金を支払う、七割三割の場合で特別
会計とこの基金協会がこの求償権を共有
すると、こういう関係になるわけであ
ります。

そこで、次は政府に対する保険金の
請求の関係であります、この基金協
会が代位弁済をしたら、直ちに政府に
対して保険金を請求するということが
はななくして、先ず全面的に基金協会が
求償権を取得するといふとその回収を
図らなくてはならん。そして、三カ
月で回収したところで政府に対して保

険金を請求するのだ、つまり銀行との
関係と同じように、パレレルに考へて
おりますが、債務不履行になつたら直
ちに代位弁済するのでなく、銀行も
三カ月程度はみづから回収してもら
たい。そのときに代位弁済するのだ。
それからそこで基金協会が求償権を取
得するわけでありまして、直ちに政府
に保険金を請求するわけではなく、基
金協会みづから三カ月程度は回収して
その残りについて保険金の請求をする
のだ、こういう考え方であります。そ
うして保険金を請求しても、政府と
しましては直ちに払えるわけではなく
して、やはり書類の内容を精査して、検
討して払いますので、一定の請求期間
が当然必要となつて参りますので、特
別の理由のない限りは一月かかると
ある、その期間に保険金を払うので
ある、こういうふうな考えなのであり
ます。そしてその保険金の額が然
らばどうなるかと言いますと、次の三
頁にありますように、平均的に十億の
代位弁済になりますので、三カ月分は
当然回収いたしますからして、その残
りの七割について保険金を政府から頂
くと、こういうことになりますからし
て、平常年度の計算におきましては
十一億九千万円、約十二億円の保険金
が政府から払われる、こういうこと
になるわけでありまして。で、残つた問題
は、基金協会が求償権を取得し、保険
金を支払われると直ちにそれでどう償
務を打切るわけではないので、餉くま
で求償権に基いての請求を続けるわけ
であります。それが平年度におきまし
てその求償権を行使して回収する額
は年間八億一千万円、こういう計算
になります。で、この計算は算術計

算で書いてありますが、現実の問題と
いたしましては、こういう算術を書か
なくても、各基金の年度の決算
で幾らその年度に回収されたかとい
うことはわかりますが、全国的に平均
的に考えた場合は一つの想定の下に
立たざるを得ないので、こういう算術
の計算になつたわけでありまして。で、
八億一千万円というものが年間に回収
され、残高というものが次の十の問題
で、残高が十一億一千六百万円とい
う残高になつて来るわけでありまして。
これは先ほど説明いたしましたように、代
位弁済をいたしましたも、回収までに
三年かかると、こういう計算に基
いて参りますからして、平常年度で考え
ますと、前から続いて来ました求償権の
回収並びに残高、それからその年度の
新らしい求償権というふうな錯雑して
参りまして、常時残高がこの程度ある
と、こういうことになるわけでありま
す。

それから今度はこの求償権につきま
して違約金を徴収する、これはどこで
も普通金を貸した場合約定期間に返ら
なかつたら違約金を徴収するわけであ
ります、基金はこれで代位弁済をし
たわけでありまして、丁度金融機
関が債権を持つていたのを基金が代
位弁済をしましたから、基金協会のほ
うに振替つて来た、こういうことにな
りますからして、当然その違約金を徴
収する、こういう形になつて参りま
す。若し違約金を徴収しなければ、債
務者のほうは払わなければならぬほ
うが得だ、こういうことになりまして
で、普通の金融常識に基きまして違
約金の徴収を考えておる。併しながら

そういう違約金の徴収も完全無欠に全
部取れるかというところは問題であり
まして、現実の水産金融から見まし
ても、全部取れるというふうな計算をす
るのは、基金協会としては経営が危
い、こういう点がありますので、その
六割程度までは取れるだろう、あとは
取れないであらうという固いところで
見込んで計算をしたほうがいいじやあ
るまいか、かように考えます。日歩四
銭の違約金を徴収することになるので
あります、その徴収の困難を勘案し
まして、先ず六割程度が収入ができる
ものだ、こういうふうな計算をしたわ
けであります。

それから次は先ほど説明いたしまし
たように、政府が保険金を支払いま
すと、その割合に応じて求償権を政府も
取得しまして、共有するといふ関係に
なるのであります、政府自体も手足
を持つておりませんから、或る一つの
求償権に対して政府と基金とが共有し
ておるのでありますので、要するに政
府も手足を持つておりませんので、こ
の基金協会に回収を委託するのだ、そ
うして回収されたものは逐次七対三の
割合で、七は政府、三は基金のうち、こ
ういうことで分けるのであります、こ
その回収の委託手数料を支払うのだ。
その委託手数料の額としまして二千三
百万円を年間に見込んだわけでありま
す。

それから次に基金協会の事務取扱
費、これはこの基金の運営に當つてそ
れぞれの人間がいるわけでありまし
て、極力簡素に考えたい。中心的の保
証の決定というふうな事務は基金が当
然やるべき問題であります、その他

の申請書の事務とか計算とか、簡単な事務的なことは、水産関係には信用漁業共同組合連合会とか或いは漁業共同組合連合会とか、そういうものがあるからして、そういう事務的のものは極力そういうものにやってもらうことにして、基金協会の経費としては、できるだけ圧縮してかかれない、かように考えまして、北海道から鹿児島まで、基金の大小はありますが、平均五人程度、こういうふうな考えておるわけでありませう。

それから次はその基金協会は今申しましたように二十億のファンドを、まあ信用基金は持つておるわけでありませうが、これを運用と言いますか、代位弁済をするときに要する金でありますので、それまでは金融機関に預け入れられておいて、金利を稼いでおくというところを考へておるわけでありませう。金利を稼いでおけば、それだけ基金協会の経理としては健全化するわけでありませうので、金利を稼ぐ。従つてその余剰金を農林中央金庫の預金として管理する。そうして幾分かは代位弁済をせざるを得ないという事態が発生しますから、幾分かはその預金に付けて、まあできるだけ定期預金に入れるほうが資金の金利を稼ぐ状況から見れば有利であります。そうかといつて定期預金だけに入れると代位弁済のときに困る。そういうことになればおのずから信用を失墜するということになりますので、これこれ勘案しまして一定部分を定期に、その他の部分を当座預金に預けて金利を稼ぐ、こういうことで考えておるわけでありませう。で、そういうふうにして、四頁の説明の十五であります

が、そういうふうにして基金の収支を想定いたしますと、一億三千三百万円の余剰が生ずる、こういうことになるわけでありませう。

そこで最後の問題は、この剰余であります。これを保証法によれば、全部この準備金として積立てるのだ、こういうことになっております。ところでこの剰余はどういうふうになるかと言いますと、最初に申し上げたように請求権に基く請求、これが全部取れるとは限らないと申し上げたわけでありませう。でこの剰余の殆んど大部分というものは、その焦付くであろう請求権の消却に見合うものだ、かように考えておるわけでありませう。然らばその消却は幾らかという点であります。これは全然資料も何もありませんので、おおよそ見当はつかないものでありませうが、まあ大蔵省の銀行局とも相談しまして、専門的知識も借りまして、代位弁済額の二割、言い直しますれば当初の融資額の二割、こういうふうにかやうに考えまして、その一億三千三百万円のうち一億二千万円というものが消却準備金であります。求償権がそういう率で帰つて来ないであろうという想定に基いてこれを消却に充てます。こういう形になつて来るわけでありませう。

以上で大体内容を御説明したわけでありませうが、そういう政府に対する保険料の支払い、それから事務人件費、それから消却を考へ、片方において入、大きなものは預金の利子収入、そういうものを考へて逆に計算をして行きます。融資されたものから取る保

証料を七厘五毛と、こういうふうな押え方をしたわけでありませう。

次の頁はこれを受けての特別会計の内容を一応想定したのであります。特別会計につきましては、これは平常年度の計算をしておりますから、二、十八年、二十九年以降の問題になるので、まだ定員の問題なり或いは更にファンドを、特別会計に対する基金を更に二、十八年、二十九年幾ら大蔵省のほうから入れて頂くか、まだ次の予算の問題になりますので、一応我々だけの皮算用でやつておるわけでありませうが、基金のほうはこういう計算で先ず行はしたのじやないだろうか。で今説明をして見たのと、数字として貸借対照表と損益計算書がこういうふうな現われて来た、こういうわけなのであります。

○小林政夫君 今の十六ですね。一番最後、これはミス・プリントじやないですかね。「保証総額二百億に對する二〇%（代位弁済額二十億に對する二〇%）の二億」というのは、四億円じやないですか。

○説明員（浜田正君） 一番最後というのは消却の所ですか。四億円のミス・プリントであります。どうも失礼いたしました。四億円であります。でこれを政府に七割、七、三の割合で政府のほうも同じような率で消却する、こういう考へであります。

○小林政夫君 それから五号の未經過保証料が四分の一であるということはどういう計算によるのですか。

○説明員（浜田正君） 年に二回転で考へますと、年度末で見た場合は平均的に見て三カ月先の保証の分まで取つて

おると、こういうことになりますから、それで四分の一というふうな数字的に出したわけでありませう。

○小林政夫君 わかりました。

○委員長（中川以良君） ほかに御質疑ございませんか。

○小林政夫君 根本的な問題として、保証協会は全額債務保証するわけですか。

○説明員（浜田正君） それは基金協会にその点は任せてあります。ただ我々の考へ方としては、この考へ方は通常の金融ベースに乗つておるものは保証するという考へ方は持つておりません。通常の金融ベース以下の人たちのものを保証することによつて融通をつけて行くという、こういう考へ方でありませうので、これが保証融資のほうにもぐり込んで来るということになります。それだけベースに乗せる人が迷惑するわけでありませうので、例えば漁船の建造なら建造で考へた場合、仮に百万円した場合は、その五割が金融機関で通常貸して貰う、あと五割についてはその五割分の金額で、それを協会が保証する。その五〇%の保証、これに對しての七〇%の保険、こういうような考へ方です。又人によりましては初めから通常の金融機関から今まで借りた例がない、こういうものにつきました。全額保証してやらなければ融通がつかない、こういうことになれば、これはその場合は又別に考へる、それは基金の運営に任せてやりたい、実情に合うようにやりたい、かように考へております。

○小林政夫君 おおむね中小企業よりまあ信用の悪い中小漁業者ですか

ら、本来今おつしやつた普通のコーン・ベール・ベースに乗るものはこれの必要がないとすれば、協会として保証するのはいさあ全額でなくしては、金融機関から貸出せないというケースのほうが多いと思ふのですが、そういう点が各協会の扱いに任せてあるということであつて、別にこちらから、中央からは何分の指示はなく、具體的な運用は協会で行なうということですね。

○説明員（浜田正君） 勿論そういうふうな抽象的には申し上げましたが、現実の問題としては、業務方法書の規定の場合にいわゆる業務方法書令というふうなものをこしらへまして、或る程度、金額というふうなことでなくして、金融機関にも責任を持たせるような形で以て行きたい、かように考へております。

○小林政夫君 いや、それはあなたのほうの特別会計を扱う中央のほうとしてはそういうことは望ましいのだが、実際の信用力の薄弱な中小漁業者を対象とする協会当局としては、もう殆んど私の推測するところでは、まあ見通しでは全額債務保証しなければ恐らく銀行が出さない、金融機関が……、そういうような場合にまあ検査等において、君の協会は少し放漫過ぎるじやないかというふうな指導方針で行かれるか。これはまあケース・バイ・ケースで十分そういう場合は肚に持つて考へるということなら、まあ言うまでもなく御存じかも知れないが、いわゆる中小漁業者を対象とした、而もその中でも、特に中小漁業者の中でも「コーン・ベール・ベース」に乗らない、いわゆる信用状態の不確定な者を対象とするのだから、協会としては全額保証の目標で進

まなければ本来の目的を達しないだらうということをおぼえておられる。その点についてあなたの方でもそういうような事を以て臨んでもらわないと動けないだらうと思う。動きにくいのじやないか、その点はどうか。

○説明員(浜田正君) これは何と云いますか、両刃の刀でありまして、基金というものをこしらえて、これが保証することによって融資を促進したいということが一方にあります。同時に余り放漫にやり過ぎて、これがぶつづぶれてしまったということになったのでは、折角の制度が意味がない、こう思いますので、これは一方の要求は固くやりたい、片方の要求は一〇〇%保証でどん／＼つけて行きたいという二律背反が行われておりますので、その中の運用はこれは信用基金協会が、府県が殆んど一〇〇%出しておるのと違ひまして、大体会員制度と言いますか、それ／＼の協会から出ておるので、その出資額に應ずる相互牽制と言いますか、相互牽制と、それから公共団体の出資によるその発言を通じてのバランスを取るといふことを考えながら両方の要望を充てて行きたい、かように考えておるわけでありませう。

○小林政夫君 その点はその程度にしておきます。一年に二回転という事で、これは成るほどノーマルな漁場と言いますか、絶対に採算が合うという漁場はこれは二年二回転でいいでしょう。私は網屋で漁業者を相手に取引をやっているからよく知つておるのですが、とにかくコマシヤル・ベースに乗る漁場は一年に二回転でいいでしょう。コマシヤル・ベースに乗らない所は五年或いは十年を一つの期間として見

て、勿論これは定置漁業の場合ですが、そうして初めてベイスする。こういうことになる例が多いと思ひます。これは又定置と底曳漁業者とは違つて来るが、二回転なんというところを見ることはちよつと無理があるということと、それから回収も三年間でやつてしまふということも少し無理がある。このようなことでやるならば、今あなたから説明を受けたこの運用内規的な見積りですね。こういうことでその協会の動かし方とすれば、やはり大体こういう構想は前から水産委員会等で私提唱した構想で、その点については賛成するけれども、折角やるんだつたらもう少し回収期間を三年と言わず、五年或いは十年くらいに見なければ十分なる目的を達成しないのでないか、こう思います。

○説明員(浜田正君) 一年二回転の問題がありますが、これは大体今までの金融機関の総実績で見ますと、二・三回というところになつておりますので、この辺で押えるのがいいところじやないか、かように考えたのであります。このくらいのとこで押えたらというので、相談をしてきめたのであります。回収の点もいろいろ意見がありましたが、総平均して三年以内で、その間に漁期にはいいときもあり悪いときもあるもので、三年以内で返せなかつたらこれは大体駄目だと、こういう観点で押えるのが先ず全體的にいいところではないだらうか、こういういろ／＼の人の意見を総合して、そこでこしらえたわけでありませう。

○小林政夫君 そうすると、これは水産委員会が審議されておるわけですが、水産委員会においては今お話を

なつたような意見は出なかつたのですか。

○説明員(浜田正君) そういう意見は出ませんでした。

○小林政夫君 これで満足しておるのでしょうか。

○説明員(浜田正君) そうだらうと思ひます。(笑聲)

○小林政夫君 私の気付きの点を申し上げますと、この程度の三年回収、一年二回転の保証をやつて行くということとは、大体全然漁業金融をやつておらない金融機関は別として、長崎のような漁業者を相手としての取引をしておる金融機関ならば、私はコマシヤル・ベースに乗らない漁業者だとは言えないと思うのです。勿論今の状態においてこういうものができれば、或る程度疏通にはなります。或る程度なるが、むしろこれよりもつと悪い線のもの、こういう基金で救ふ必要があるのじやないか。これは私見ですが、一応こういうところからスタートしてくれてもいいが、相当又この線に……、一応申込むときはこういう計画を立ててやるかも知らんが、相当滞りができず、なか／＼三年やそこらで回収はむずかしい、こういうわけですね。

○説明員(浜田正君) その点につきましては我々も慎重に考えておるわけでありまして、先ほど言ひましたように小林先生も御専門家ですから、当然お氣付きになりますようにいろ／＼の想定があります。代位弁済率一〇%とか、三年とかいろ／＼あります。これは全く資料がありませんから、これに人に話を聞いての想定であります。それは日銀の統計資料による理論数字に

過ぎないのであります。従つてその通り問屋が卸すかどうかはこれも又想定に近いものではないか。ただ最初の運用につきましては、初めから五倍とかそういうでかいことを言わないで、融資の保証の何と言ひますか、倍率につきましては縮めたところから考えて、そうして又保証そのものにつきまして、小林先生の言われるように初めからうんと下の所まで持つて行かないで、だん／＼と体験を通じながら固めて行きたいという考え方を持つておられますし、これを受けて立つておる漁連、信連のかた／＼も、その点はこういう制度をこでなくしたなら、まさに水産金融は絶望になるというので、漸進的に体験を通じながら固くやつて行くという決意でやつておる状況でありますので、体験を通じながら漸次今までの想定を改善しながら行きたいという氣持を持つております。

○小林政夫君 大体そういうことで、これは一応この点から踏出して見て、逐次実状に合はして行く、そういうふうに行つて頂きたい。

○説明員(浜田正君) そういうふうにいたします。

○小林政夫君 それからこれは大蔵当局にお尋ねしたいのですが、九条の第二項で、損失が出た場合には、積立金がある場合は繰越し、それを差引いて更に損失が出れば繰越として整理するものとする。こういうことでありますが、一応規定としてはこう書いておかなければならないのかも知れないが、肚としては、農業共済保険等につきましては、損失があつた場合は一般会計から補填する、こういうことをやつておるので、その損失を繰越された

のじやそれだけ保証基金が減ることになるわけですが、少くとも損失額だけはその出た年度において一般会計から補填する、こういう肚を持つてやつてもらいたいと思ふのだが、その点は如何ですか。

○政府委員(白石正雄君) 一応これは保証基金として成り立つように整理をして頂く、こういう考えでありますので、損があつた場合においては繰越整理をして、後年度で保険料率の改正その他によつてその損を埋めるというような方法を講じて行くという考え方の下に法を作つておるわけですね。ただその損失が非常に特殊の場合でありまして、この保険会計のみでまかなうことが適当でない、一般会計からやはり補填する必要があるという特殊の事態が将来において起らないとも限りませんで、そういう場合におきましては他の保険経済においても一般会計から繰入れておるという例もありますので、そういう例がないということは申上げかねますけれども、一応建前としてしまひては独立採算の建前でやつて頂くというところで法案を作成しておるわけでありませう。

○小林政夫君 これは恐らく水産庁当局は言いたくてもよう言わなかつたのだらうと思ふのだが、やつとこの程度のもので満足するといふことは非常に業界のためにはめでたいことではないのですが、農業方面についてもそういう例のあることでありますから、将来において損失が発生した場合には又余り波らないで気前よく補填する、気前よくとまでは行かないでしょうが、補填するといふ覚悟は持つておつてもらいたいと思ふわけですね。今の三%の保険

料だつて、若しこれで引合わなければ上げて行くと言つたつて、上げられたら又協会がペイしなくなる。そこで又それをペイしようと思へば漁業者に対して信用協会の保証料というものを上げて行かなければならない。又そういう保証を受けるような漁業者という者はその負担に堪えられない。そういう高額の保証料を払つておつたのでは、銀行金利のほかにいゝ金利を払うわけですから採算上ペイしないということになるので、その兼合いは相当むずかしいし、大体三割なんというところはすでに最高利率だと我々は考えるわけだ。それを上げるということとはちよつと我々としては考えられないのじやないかと存するので、特にその辺の肚を持つておいて頂かないと、だんだん基金が尻つぼめになるという心配がありますのでちよつと申上げておきます。

それからこの前法規課長にちよつと資料を要求したわけですが、過誤納の保険料の見積りが、一般の保険を扱つておる特別会計の過誤納の見積りに比べて多いのじやないかということですが、常に問題になつたのですが、本年度この補正予算の関係においては非常に額は小さいが、その点はどうか。

○政府委員(白石正雄君) 印刷物が間に合いませんので口頭で誠に恐縮でございますが、お答えいたします。

賠償償還及び払戻金でございますが、これは内容といたしまして各特別会計に計上せられておりますものは、種類別にしまして大体三種類ほどあるものであります。その一つは償還金と申上げていいかと思いますが、小切手が一年を経過いたしますと日本銀行

は一応支払をやめる。その金は歳入に上げる、小切手の持参人が日銀から支払を受けるために支出官のところへ持つて来たという場合には、改めてそれに對して支払をする、その場合に償還金という科目から支払をするわけでありまして、こういうものは減少しないわけでありまして、各会計とも一応予定しなければならぬので、名目的に千円とか或いは一万円というように金を計上しておるわけだ。これが例えば輸出信用保険特別会計、中小企業信用保険特別会計、こゝいつたところには「賠償、償還及び払戻金」として一万円計上になつておるというものは、こゝいうものを予定しておるわけだ。その次は払戻金であります。例えば食糧管理特別会計あたりには一億円の払戻金を予定しておりますが、これは食糧代金の支払が過誤になつたと、支払が間違つたというやうな場合におきまして、その払戻金をやらにやならんというやうな事態とか、それから保険金の収入であるとか、過誤納があつたというやうな問題の起つた場合におきまして払戻金が生じて来るわけでありまして、こゝいつたものはそれぞれ会計の実績等を見込みまして、そしてまあこの程度であるやうなやうな見込みから計上になつておりますので、その点が各会計を通じて御覧になりまして、少しまち／＼じやないかというやうな御意見が生ずるかと思ひます。その点は誠に御説の通りで、もう少しその実態を究めるなり、或いは統一をとるなりするやうな検討をする。或いは厳密な意味においては必要であるかも知れないと思ひますが、ありますが、それ／＼の特別会計の今までの

の算定の方法等に則りまして収入金の百分の一を計上するとか、或いは場合によりましては誠に何であります、千分の一を計上するといふやうなことをやつておりました、その線に御指摘のやうな少しアンバランスが出て来ておるのだからと思ひます。それで問題の中小漁業金融、この場合におきましては収入金の百分の一といふことで五十二万ほどのものを計上しておりました、これを一応計上しておる、こゝいうことになつておるわけでありまして、それから第三のほうといたしましては賠償金、これはいろいろの原因で賠償金を支払わねばならぬといふやうなことも予想されますので、これもまあ五十万とか百万とかいふやうに各会計ごとになつておる。こゝいう事情になつておるわけでありまして、

○小林政夫君 今言われた通りに、中小漁業金融保証保険特別会計において百分の一なり千分の一のものもあるといふやうなことで、又漁船再保険のほうだと、それがやはり百分の一強なんで、漁業関係は特にパーセンテージが多い。

それで今度は水産庁のほうへの質問になるが、水産庁のほうはどうも相手が漁業者だといふことで、さういふ点過誤納が多いだらうという見地に立つておるのか。それにしても直接漁業者を相手にするのでなくて、今の信用協

会であるとか漁船保険協会とかいふやうなものに相手としての保険料の過誤納であれば、その他のものと接触する……他のものと著しくさういつた過誤を多く比率において見る必要はないのじやないかと思ひますが、

○説明員(浜田正君) 水産のほうは特別

別間違ひが多いといふふうにあつて感してやつておるわけではありませぬ。この関係におきましては全く見当がつきませんから、いろいろの例によつたといふ意味に過ぎません。

○小林政夫君 まあその点はさうだろうと思つておるのだけれども、もう少し数字が細かいが、予算編成の際にもちよつと緻密にやつてもらいたいという要望です。

○委員長(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。本日の本案に対する質疑は一応これを以て打ち切りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。

○委員長(中川以良君) それでは次に造幣局特別会計法等の一部を改正する法律案を議題に供します。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) それでは速記を始めて下さい。只今の法律案に対して先般要求した資料が出ておりますので、先ず資料の御説明をお願いいたします。

○政府委員(白石正雄君) 公共企業体等労働関係法の参照条文をお手許に配布しておりますので、それによりまして造幣局特別会計法等の一部を改正する法律案につきまして御説明を申し上げます。

この公共企業体等労働関係法の第二条の第二号を御覧頂きますと、「左に掲げる事業を行う国の経営する企業」といふことになつておりました、そこにイ、ロ、ハ、ニ、ホと各企業が掲上

せられております。これはこの第二号に掲げております五つの企業は、去る十三国会におきまして新しく挿入になつたのであります。公共企業体等労働関係法は従来日本国有鉄道、日本専売公社にこれが適用になつておつたのであります。十三国会の改正によりましてこれらの企業に對して適用になることになつたわけでありまして、ただその施行の期日は、その資料の一番最後の所に附則が挙つておりますが、この附則で「昭和二十八年三月三十一日以前の日であつて政令で定める日までは、適用しない」と、こゝいうことになつておりました、施行の期日は政令で定めるといふことに相成つておるわけでありまして、政府といたしましては只今のところ昭和二十八年の一月一日を目途として施行したい。かように予定しておるわけでありまして、さういたしますと、今度は前のほうに歸つて頂きますと、第四十条であります。四十条で、「左に掲げる法律の規定は、第二条第二項第二号の職員については、適用をしない」と、こゝうなつておりました、この「第二条第二項第二号の職員」と申しますのは、先ほど申し上げました五つの企業に従事する国家公務員であります。だからこれらの企業に従事する国家公務員につきましては以下に掲げられておるやうな法律が適用しないと、こゝいうことになつておりました。その法律は第一号に国家公務員法の大部分の規定が掲上されておるわけでありまして、それから第二号、第三号、第四号、第五号、第六号と、こゝあります。そのうちでも重要なのは四号でありまして、一般職の職員の給与に關す

る法律でございます。これはこの第二号に掲げておる五つの企業は、去る十三国会におきまして新しく挿入になつたのであります。公共企業体等労働関係法は従来日本国有鉄道、日本専売公社にこれが適用になつておつたのであります。十三国会の改正によりましてこれらの企業に對して適用になることになつたわけでありまして、ただその施行の期日は、その資料の一番最後の所に附則が挙つておりますが、この附則で「昭和二十八年三月三十一日以前の日であつて政令で定める日までは、適用しない」と、こゝいうことになつておりました、施行の期日は政令で定めるといふことに相成つておるわけでありまして、政府といたしましては只今のところ昭和二十八年の一月一日を目途として施行したい。かように予定しておるわけでありまして、さういたしますと、今度は前のほうに歸つて頂きますと、第四十条であります。四十条で、「左に掲げる法律の規定は、第二条第二項第二号の職員については、適用をしない」と、こゝうなつておりました、この「第二条第二項第二号の職員」と申しますのは、先ほど申し上げました五つの企業に従事する国家公務員であります。だからこれらの企業に従事する国家公務員につきましては以下に掲げられておるやうな法律が適用しないと、こゝいうことになつておりました。その法律は第一号に国家公務員法の大部分の規定が掲上されておるわけでありまして、それから第二号、第三号、第四号、第五号、第六号と、こゝあります。そのうちでも重要なのは四号でありまして、一般職の職員の給与に關す

る法律でございます。これはこの第二号に掲げておる五つの企業は、去る十三国会におきまして新しく挿入になつたのであります。公共企業体等労働関係法は従来日本国有鉄道、日本専売公社にこれが適用になつておつたのであります。十三国会の改正によりましてこれらの企業に對して適用になることになつたわけでありまして、ただその施行の期日は、その資料の一番最後の所に附則が挙つておりますが、この附則で「昭和二十八年三月三十一日以前の日であつて政令で定める日までは、適用しない」と、こゝいうことになつておりました、施行の期日は政令で定めるといふことに相成つておるわけでありまして、政府といたしましては只今のところ昭和二十八年の一月一日を目途として施行したい。かように予定しておるわけでありまして、さういたしますと、今度は前のほうに歸つて頂きますと、第四十条であります。四十条で、「左に掲げる法律の規定は、第二条第二項第二号の職員については、適用をしない」と、こゝうなつておりました、この「第二条第二項第二号の職員」と申しますのは、先ほど申し上げました五つの企業に従事する国家公務員であります。だからこれらの企業に従事する国家公務員につきましては以下に掲げられておるやうな法律が適用しないと、こゝいうことになつておりました。その法律は第一号に国家公務員法の大部分の規定が掲上されておるわけでありまして、それから第二号、第三号、第四号、第五号、第六号と、こゝあります。そのうちでも重要なのは四号でありまして、一般職の職員の給与に關す

る法律でございます。これはこの第二号に掲げておる五つの企業は、去る十三国会におきまして新しく挿入になつたのであります。公共企業体等労働関係法は従来日本国有鉄道、日本専売公社にこれが適用になつておつたのであります。十三国会の改正によりましてこれらの企業に對して適用になることになつたわけでありまして、ただその施行の期日は、その資料の一番最後の所に附則が挙つておりますが、この附則で「昭和二十八年三月三十一日以前の日であつて政令で定める日までは、適用しない」と、こゝいうことになつておりました、施行の期日は政令で定めるといふことに相成つておるわけでありまして、政府といたしましては只今のところ昭和二十八年の一月一日を目途として施行したい。かように予定しておるわけでありまして、さういたしますと、今度は前のほうに歸つて頂きますと、第四十条であります。四十条で、「左に掲げる法律の規定は、第二条第二項第二号の職員については、適用をしない」と、こゝうなつておりました、この「第二条第二項第二号の職員」と申しますのは、先ほど申し上げました五つの企業に従事する国家公務員であります。だからこれらの企業に従事する国家公務員につきましては以下に掲げられておるやうな法律が適用しないと、こゝいうことになつておりました。その法律は第一号に国家公務員法の大部分の規定が掲上されておるわけでありまして、それから第二号、第三号、第四号、第五号、第六号と、こゝあります。そのうちでも重要なのは四号でありまして、一般職の職員の給与に關す

る法律でございます。これはこの第二号に掲げておる五つの企業は、去る十三国会におきまして新しく挿入になつたのであります。公共企業体等労働関係法は従来日本国有鉄道、日本専売公社にこれが適用になつておつたのであります。十三国会の改正によりましてこれらの企業に對して適用になることになつたわけでありまして、ただその施行の期日は、その資料の一番最後の所に附則が挙つておりますが、この附則で「昭和二十八年三月三十一日以前の日であつて政令で定める日までは、適用しない」と、こゝいうことになつておりました、施行の期日は政令で定めるといふことに相成つておるわけでありまして、政府といたしましては只今のところ昭和二十八年の一月一日を目途として施行したい。かように予定しておるわけでありまして、さういたしますと、今度は前のほうに歸つて頂きますと、第四十条であります。四十条で、「左に掲げる法律の規定は、第二条第二項第二号の職員については、適用をしない」と、こゝうなつておりました、この「第二条第二項第二号の職員」と申しますのは、先ほど申し上げました五つの企業に従事する国家公務員であります。だからこれらの企業に従事する国家公務員につきましては以下に掲げられておるやうな法律が適用しないと、こゝいうことになつておりました。その法律は第一号に国家公務員法の大部分の規定が掲上されておるわけでありまして、それから第二号、第三号、第四号、第五号、第六号と、こゝあります。そのうちでも重要なのは四号でありまして、一般職の職員の給与に關す

る法律でございます。これはこの第二号に掲げておる五つの企業は、去る十三国会におきまして新しく挿入になつたのであります。公共企業体等労働関係法は従来日本国有鉄道、日本専売公社にこれが適用になつておつたのであります。十三国会の改正によりましてこれらの企業に對して適用になることになつたわけでありまして、ただその施行の期日は、その資料の一番最後の所に附則が挙つておりますが、この附則で「昭和二十八年三月三十一日以前の日であつて政令で定める日までは、適用しない」と、こゝいうことになつておりました、施行の期日は政令で定めるといふことに相成つておるわけでありまして、政府といたしましては只今のところ昭和二十八年の一月一日を目途として施行したい。かように予定しておるわけでありまして、さういたしますと、今度は前のほうに歸つて頂きますと、第四十条であります。四十条で、「左に掲げる法律の規定は、第二条第二項第二号の職員については、適用をしない」と、こゝうなつておりました、この「第二条第二項第二号の職員」と申しますのは、先ほど申し上げました五つの企業に従事する国家公務員であります。だからこれらの企業に従事する国家公務員につきましては以下に掲げられておるやうな法律が適用しないと、こゝいうことになつておりました。その法律は第一号に国家公務員法の大部分の規定が掲上されておるわけでありまして、それから第二号、第三号、第四号、第五号、第六号と、こゝあります。そのうちでも重要なのは四号でありまして、一般職の職員の給与に關す

る法律でございます。これはこの第二号に掲げておる五つの企業は、去る十三国会におきまして新しく挿入になつたのであります。公共企業体等労働関係法は従来日本国有鉄道、日本専売公社にこれが適用になつておつたのであります。十三国会の改正によりましてこれらの企業に對して適用になることになつたわけでありまして、ただその施行の期日は、その資料の一番最後の所に附則が挙つておりますが、この附則で「昭和二十八年三月三十一日以前の日であつて政令で定める日までは、適用しない」と、こゝいうことになつておりました、施行の期日は政令で定めるといふことに相成つておるわけでありまして、政府といたしましては只今のところ昭和二十八年の一月一日を目途として施行したい。かように予定しておるわけでありまして、さういたしますと、今度は前のほうに歸つて頂きますと、第四十条であります。四十条で、「左に掲げる法律の規定は、第二条第二項第二号の職員については、適用をしない」と、こゝうなつておりました、この「第二条第二項第二号の職員」と申しますのは、先ほど申し上げました五つの企業に従事する国家公務員であります。だからこれらの企業に従事する国家公務員につきましては以下に掲げられておるやうな法律が適用しないと、こゝいうことになつておりました。その法律は第一号に国家公務員法の大部分の規定が掲上されておるわけでありまして、それから第二号、第三号、第四号、第五号、第六号と、こゝあります。そのうちでも重要なのは四号でありまして、一般職の職員の給与に關す

る法律でございます。これはこの第二号に掲げておる五つの企業は、去る十三国会におきまして新しく挿入になつたのであります。公共企業体等労働関係法は従来日本国有鉄道、日本専売公社にこれが適用になつておつたのであります。十三国会の改正によりましてこれらの企業に對して適用になることになつたわけでありまして、ただその施行の期日は、その資料の一番最後の所に附則が挙つておりますが、この附則で「昭和二十八年三月三十一日以前の日であつて政令で定める日までは、適用しない」と、こゝいうことになつておりました、施行の期日は政令で定めるといふことに相成つておるわけでありまして、政府といたしましては只今のところ昭和二十八年の一月一日を目途として施行したい。かように予定しておるわけでありまして、さういたしますと、今度は前のほうに歸つて頂きますと、第四十条であります。四十条で、「左に掲げる法律の規定は、第二条第二項第二号の職員については、適用をしない」と、こゝうなつておりました、この「第二条第二項第二号の職員」と申しますのは、先ほど申し上げました五つの企業に従事する国家公務員であります。だからこれらの企業に従事する国家公務員につきましては以下に掲げられておるやうな法律が適用しないと、こゝいうことになつておりました。その法律は第一号に国家公務員法の大部分の規定が掲上されておるわけでありまして、それから第二号、第三号、第四号、第五号、第六号と、こゝあります。そのうちでも重要なのは四号でありまして、一般職の職員の給与に關す

る法律でございます。これはこの第二号に掲げておる五つの企業は、去る十三国会におきまして新しく挿入になつたのであります。公共企業体等労働関係法は従来日本国有鉄道、日本専売公社にこれが適用になつておつたのであります。十三国会の改正によりましてこれらの企業に對して適用になることになつたわけでありまして、ただその施行の期日は、その資料の一番最後の所に附則が挙つておりますが、この附則で「昭和二十八年三月三十一日以前の日であつて政令で定める日までは、適用しない」と、こゝいうことになつておりました、施行の期日は政令で定めるといふことに相成つておるわけでありまして、政府といたしましては只今のところ昭和二十八年の一月一日を目途として施行したい。かように予定しておるわけでありまして、さういたしますと、今度は前のほうに歸つて頂きますと、第四十条であります。四十条で、「左に掲げる法律の規定は、第二条第二項第二号の職員については、適用をしない」と、こゝうなつておりました、この「第二条第二項第二号の職員」と申しますのは、先ほど申し上げました五つの企業に従事する国家公務員であります。だからこれらの企業に従事する国家公務員につきましては以下に掲げられておるやうな法律が適用しないと、こゝいうことになつておりました。その法律は第一号に国家公務員法の大部分の規定が掲上されておるわけでありまして、それから第二号、第三号、第四号、第五号、第六号と、こゝあります。そのうちでも重要なのは四号でありまして、一般職の職員の給与に關す

る法律でございます。これはこの第二号に掲げておる五つの企業は、去る十三国会におきまして新しく挿入になつたのであります。公共企業体等労働関係法は従来日本国有鉄道、日本専売公社にこれが適用になつておつたのであります。十三国会の改正によりましてこれらの企業に對して適用になることになつたわけでありまして、ただその施行の期日は、その資料の一番最後の所に附則が挙つておりますが、この附則で「昭和二十八年三月三十一日以前の日であつて政令で定める日までは、適用しない」と、こゝいうことになつておりました、施行の期日は政令で定めるといふことに相成つておるわけでありまして、政府といたしましては只今のところ昭和二十八年の一月一日を目途として施行したい。かように予定しておるわけでありまして、さういたしますと、今度は前のほうに歸つて頂きますと、第四十条であります。四十条で、「左に掲げる法律の規定は、第二条第二項第二号の職員については、適用をしない」と、こゝうなつておりました、この「第二条第二項第二号の職員」と申しますのは、先ほど申し上げました五つの企業に従事する国家公務員であります。だからこれらの企業に従事する国家公務員につきましては以下に掲げられておるやうな法律が適用しないと、こゝいうことになつておりました。その法律は第一号に国家公務員法の大部分の規定が掲上されておるわけでありまして、それから第二号、第三号、第四号、第五号、第六号と、こゝあります。そのうちでも重要なのは四号でありまして、一般職の職員の給与に關す

る法律でございます。これはこの第二号に掲げておる五つの企業は、去る十三国会におきまして新しく挿入になつたのであります。公共企業体等労働関係法は従来日本国有鉄道、日本専売公社にこれが適用になつておつたのであります。十三国会の改正によりましてこれらの企業に對して適用になることになつたわけでありまして、ただその施行の期日は、その資料の一番最後の所に附則が挙つておりますが、この附則で「昭和二十八年三月三十一日以前の日であつて政令で定める日までは、適用しない」と、こゝいうことになつておりました、施行の期日は政令で定めるといふことに相成つておるわけでありまして、政府といたしましては只今のところ昭和二十八年の一月一日を目途として施行したい。かように予定しておるわけでありまして、さういたしますと、今度は前のほうに歸つて頂きますと、第四十条であります。四十条で、「左に掲げる法律の規定は、第二条第二項第二号の職員については、適用をしない」と、こゝうなつておりました、この「第二条第二項第二号の職員」と申しますのは、先ほど申し上げました五つの企業に従事する国家公務員であります。だからこれらの企業に従事する国家公務員につきましては以下に掲げられておるやうな法律が適用しないと、こゝいうことになつておりました。その法律は第一号に国家公務員法の大部分の規定が掲上されておるわけでありまして、それから第二号、第三号、第四号、第五号、第六号と、こゝあります。そのうちでも重要なのは四号でありまして、一般職の職員の給与に關す

る法律でございます。これはこの第二号に掲げておる五つの企業は、去る十三国会におきまして新しく挿入になつたのであります。公共企業体等労働関係法は従来日本国有鉄道、日本専売公社にこれが適用になつておつたのであります。十三国会の改正によりましてこれらの企業に對して適用になることになつたわけでありまして、ただその施行の期日は、その資料の一番最後の所に附則が挙つておりますが、この附則で「昭和二十八年三月三十一日以前の日であつて政令で定める日までは、適用しない」と、こゝいうことになつておりました、施行の期日は政令で定めるといふことに相成つておるわけでありまして、政府といたしましては只今のところ昭和二十八年の一月一日を目途として施行したい。かように予定しておるわけでありまして、さういたしますと、今度は前のほうに歸つて頂きますと、第四十条であります。四十条で、「左に掲げる法律の規定は、第二条第二項第二号の職員については、適用をしない」と、こゝうなつておりました、この「第二条第二項第二号の職員」と申しますのは、先ほど申し上げました五つの企業に従事する国家公務員であります。だからこれらの企業に従事する国家公務員につきましては以下に掲げられておるやうな法律が適用しないと、こゝいうことになつておりました。その法律は第一号に国家公務員法の大部分の規定が掲上されておるわけでありまして、それから第二号、第三号、第四号、第五号、第六号と、こゝあります。そのうちでも重要なのは四号でありまして、一般職の職員の給与に關す

る法律の規定、これが全部適用が排除せられると、こういうことになるわけであります。そういたしますと、今までこれらの五つの企業に従事しておりました職員は一般職の職員の給与に関する法律の規定によつて給与が支給せられておたわけでありまして、それが全部適用を排除せられる、そういたしますと何ら給与に関する法律上の規定が存在しないと、こういうことになるわけであります。そうしますと給与支給について何の法律の規定もないということになりまして、一応法律上規定が不備であると、こういうようになりまして、何か給与の支給に関する規定を整備する必要があると、こういうことで本法律案を提出した次第であります。そこでその場合に公共企業体等労働関係法がこのように給与に関する法律の適用を除外いたしましたのは、これは公共企業体等労働関係法の適用によつて、給与はすべて団体交渉その他同法の定める手続によつてその内容をきめよう、という趣旨によつたわけでありまして、法律で微細な細部の規定がなされておるといふことは、同法の適用との関係において矛盾を来たすと、こういう点で法律の規定を排除したという趣旨から考えますと、給与の支給についてはその内容は法律以下の形式によつて定めるといふことが適當であるといふことが考えられますので、そういう点から特別会計においてその給与が支給せられることとなりますから、その特別会計を主管してある主務大臣が給与準則をきめると、こういう手続の規定を整備しようといふことで本法を提出したような次第であります。

○委員長(中川以良君) 御質疑ございませぬか。
○堀本三君 まだこの案をよく見ていないからわからないのですけれど、これは率直に申しますと、私が一つの原因を作つてゐるのです。前には専売公社及び日本国有鉄道特別会計法にこういう給与準則を定めて予算総額で縛るという規定は何もなかった。ところが例の公労法第十六条の第二項との関連において政府が裁定を下さなかつたために、実際はそこそこで縛らなくちやならないという論理的欠陥を政府が発見したわけですね。それでこういうふうな規定を設けてそうして予算総額に給与総額をきめると、こういう歴史的發展の規定なんです。で、一体この団体交渉でものがきまるといふものについて給与総額をきめなくちやいけないとかどうだとか、その労働条件についての予算上の総額をきめて縛るといふふうなことはどうもおかしいので、各会計自身で、無論これは一つの企業体ですから、この企業体の給与のいろいろな職務制とかそういうものは一応きめるが、それ自身が又団体交渉にかかると、そういうふうなものを考えると、公共企業体等労働関係法以外に各特別会計法で管理者としてそういうものをきめなくちやならないといふふうなことは考えられるが、それで以て額までこの予算で縛ろうといふのはめちやくちやだ、反動的な立法なんですよ。これを国鉄及び専売公社に入れること自体もこれは非常に反対です。大体そういう労働条件に關して公社の責任者が団体交渉の能力を奪うような規定を平然として作つてゐる。これがためにもう公社の總裁は政府がきめた

予算額以上に団体交渉に應ずる能力がなくなつて来る。殊にそういうような問題についてやつて行かうという理由がわからないのです。この点に關しては今出ていられる政府委員から実は答弁を受けることは無理であり、申訳ないと思うので、して頂こうとは思わな。併し少くともこの問題に關しては政府自身の責任ある人が今後どう取扱つて行くのかといふことはつきり説明してくれぬとこれは困る。それでまあ予備審査だからこれ以上のことは言いません。言いませんが、この問題に關してはどうか政府の当局の責任ある人の御出席を求めて、そうしてそういう方針をどう思つておるのか、方針を明かにする、これだけを希望しておきます。

○政府委員(白石正雄君) 私からの御答弁を求めておいでになりませんので、申上げるのはどうかと思ひます。が、一応事務的の答弁としてお聞き願ひたいと思つておりますが、今お話をしように一応事務的なものとしてしまして、今公社法に同じような規定があるから同じようなことを特別会計法にも規定したんだといふことが一点、それから然らば公社法も含めたところの實體的な理由如何、こういうことになるわけでありまして、それにつきましては公労法十六条との関係におきまして、つまり公社法は特別会計の主管大臣が両方からの板挟みになる。と申しますのは一方において公労法によつて団体交渉の結果に拘束される。他面においてその予算といふものは国会の議決によつてきまるわけでありまして、その国会の議決によつてきめられたところの予算に拘束される。この二つの

拘束されるところのものが、一方の国会の議決と団体交渉その他公労法の定めるところによつて決定されたところのものが一致をすれば結構でありますけれども、場合によつて一致しない場合においてどちらに従つていいかわからなくなる。こういうために公労法の十六条が出て来ておるわけでありまして、そういたしました場合におきまして問題の給与の問題であります。これは予算の議決の一環として給与費といふものはやはり国会の議決によつてきまる。そういたしますればこの国会の議決によつてきまつたところの給与費を一応明確にしておこう、それについて争いがあるといふことであつては非常に問題が生じますので、その意思を明確にしておくという意味におきまして特に予算総則のほうに給与総額をきめる、こういう措置をとつておるわけでありまして、従ひましてこの給与準則を定め、その給与準則は予算の範囲内においてきめなければならぬといふ規定は、この両方の橋渡しを一応してゐるような規定でありまして、その間において一応事務的には筋の通つた規定だといふように考えるわけでありまして、それ以上のことにつきましては、又追つて然るべき人から御答弁をいたすと思ひます。

○堀本三君 ちよつと文句を言わなければならぬが、今説明されたが、事務的に筋が通つてないのです。本當を言へば、事務的に筋が通つたのは、裁定があつたら服さなければならぬので、公社總裁といふものはちよつとも困らない。それを政府がただ別な方法で以てその額を制限して行かうとするから問題がある。それははつきりしてゐる。それでこれは制定の沿革から見つて明らかで、初めはなかつた。それを僕が仲裁委員で五日間国会に参考人になつて来て、そうして政府が何とかいい加減に労働条件を予算額で押さようとした。ここへ欠陥が来たものだから、その次から出したことは確かなんであります。これは沿革的に君が幾ら言つたつて、それから出て来た問題は確かなんです。池田君がこぼしたのです。池田君や増田官房長官が困つた、それで出て来たことは確かです。沿革からいつてもそうです。それで強いて裁定を尊重しないから起つて来る問題なんで、裁定を尊重すれば決して事務的に矛盾は起らない。政府が反民主的なことをやつたときに初めて事務として困つた状態が起る、こう見ればいい。だから政府が反民主的にやつたときに矛盾が起るというところは、これはほかの場合だつてみんなそうです。それを事務官がそれでどうも矛盾が起るからこうしなくちやならんと考えることは、反民主的なやり方に加担するものである。それ以外に何も無い、僕はそう思う。併し細かい法律をよく見ていませぬから、細かい法律的な議論は余りしたくないのですが、今あなたのはうとしては、事務官としては、日本国有鉄道法それから専売公社法、電電法に出てゐるからそれに倣つたといふ答弁なら私は満足しない。それについて政府が事務的な調整の法律だと言だけ言つておきます。今日は予備審査ですから……。

○委員長(中川以良君) それでは本法

律案に対する本日の質疑はこれで打ち
つてよろしくございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) ではさように
決定いたします。ちよつと速記をとめ
て。

午後三時三十三分速記中止

午後三時五十五分速記開始

○委員長(中川以良君) それじや速記
つけて。暫時休憩をいたします。

午後三時五十六分休憩

午後四時八分開会

○委員長(中川以良君) それでは休憩
前に引続き開会をいたします。食糧管
理特別会計法の一部を改正する法律案
を議題に供します。御質疑をお願い
いたします。

○木内四郎君 いろ／＼何うところに
よりますと、この会計の金繰り上この
法律案を成るべく早く通さなければなら
んことはよくわかつておるのです
が、それにつきまして東畑食糧庁長官
から、こういうふうな修正しなくちや
いかん理由をもうちよつとわかりやす
く、言葉を変えれば、金繰りの困難な
状況を今どうやって金繰りをやつてい
るかということを説明して頂きたいと
思います。

○政府委員(東畑四郎君) お答え申上
げます。現在千七百億が最高限度にな
つておるのでありますが、本年は御承
知のように米の価格が予算上認めら
れましたものより相当率は上つており
まして、七千五百円が基本米価でござ
います。そのほか超過供出奨励金、
早場米奨励金、供出完遂奨励金等が相
当出まして、相当単価が上つておりま

す。もう一点は、早場米奨励金等の影
響或いは作付等がよかつたために、又
米の供出が従来になく今年は早い等の
ために、食糧会計千七百億の借入限度
では到底越せない、この計画で参りま
す。収支差引きまして二千六百十億
というのが一月の最高限度、ピークで
ありますが、差引で一応これをまゐる
しまして二千二百億の限度にお願い申
上げておるのであります。只今のところ
を申上げますと、現実には超過供出奨
励金等にも若干出でておりますため
に、千七百億では相当不足をいたしま
して、三百億も実は中央金庫から立替
払をして頂いておるような関係でござ
います。この財源等は、供出時期
でございまして、中金の歩留り等も相
当ありますが、だん／＼不足して参り
まして、実は国庫の預託を願つておる
ような始末でございまして。これは短期
に早く返さなければならぬという点も
あります。食糧庁としても目前で二
銭の立替払の金利を払つておるような
次第でございまして。これはコストにか
かつて来るような金でありますので、
相成るべくは一銭五厘の安い債券発行
を一日も早くして頂くことが、国民経
済にとつても重要であると思つてあ
ります。

以上簡単に申し上げましたが、そうい
うような実情でございまして、ここに
充てますのは単価の値上りと量の把
握、こういう点であります。

○木内四郎君 今金利のお話がありま
したけれども、どんな金利を払つてお
られますか。

○政府委員(東畑四郎君) 普通債券を
発行いたしました場合金利一銭五厘で
ございまして。それを中金に前渡しして一

銭五厘五毛を払つております。五毛の
差を実は取つてそれが収入になる。中
金に立替払をしてもいいときは二
銭を食糧庁が中央金庫に払つておりま
す。中金の立替払をする金利コストは
ちよつと私わかりませんが、国庫預
金等から預託で相当安い金利というこ
とで借りてやつておる。中央金庫とし
ては二銭で食糧庁に貸しまして、利廻
りとしては余りよくないので、これは本
当の短期の措置であります。法律的に
申しますと、一時借入金その他の借入
金を通じて千七百億を超えることを得
ず、こういうことになつておるのを立
替払は借入金でないということでは
やつておるのであります。これは実
は曲解に属するので、こういうことは
成るだけ実はやめたいと思つてあり
ますけれども、農民に払う金でありま
すので、こういう緊急の措置をしてお
ります。相成るべくは限度拡張を一日
も早くやるのが好ましいことである、
こういうふうな考えております。

○木内四郎君 今のお話よくわかりま
したが、農林中金のほうには政府資金
を預託してもらつて、割合に安い金利
で預託しておるだらうと思つてです
が、そういう場合にはたとえ短期の立
替払でもそれを安くするということ
はできないですか。

○政府委員(東畑四郎君) これは金融
機関のコストの問題でございまして、
これも、中央金庫全体としては食糧庁に
二銭でやりますことは、そう案ではな
いのであります。私のほうも相当無
理をお願いしておるような関係であり
まして、これ以上やりますことはちよ
つと私どもとしてもできかねるのじや

ないかと存じております。

○小林政夫君 食糧特別会計について
はいろ／＼質疑したいことはあるの
であります。他にもう一法案、食糧管
理特別会計の歳入不足を補てんするた
めの一般会計から繰入金に関する
法律案というのがありますから、その
際にしまして、本日は質疑をいたしま
せん。

○委員長(中川以良君) 他に御発言ご
ざいませんか。他に御発言もない
ようでございますから、質疑は終了
いたしましたものと認めて御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないも
のと認めます。ちよつと速記をやめ
て。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記を始め
て。それでは質疑はこれを以て終了
いたしましたものといたします。これより討
論に入ります。御意見のありまするか
たは賛否を明らかにしてお述べを願
います。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 格別御発言も
ないようでございますから、討論は
終了したものと認めまして、御異議ご
ざいせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それでは討論
は終了いたしましたものと認めます。それ
ではこれより採決に入ります。食糧管
理特別会計法の一部を改正する法律
案、衆議院送付通り可決いたします
ことに賛成のかたの御举手をお願い
いたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川以良君) 全会一致であ
ります。よつて本法案は衆議院送付通
り可決すべきものと決定をいたしました
。

なお本会議におきましますところの委
員長の口頭報告の内容は、本院規則第
百四条により本委員会における質疑応
答の要旨、討論の要旨及び表決の結果
を報告することにいたしました。あ
らじめ御承認を願うことに御異議ござ
いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないも
のと認めます。

それから本院規則第七十二条により
委員長が議院に提出する報告書に附
します多数意見者の御署名をお願い
いたします。

多数意見者署名

小宮山常吉 木内 四郎
菊田 七平 伊藤 保平
大野 幸一 大矢半次郎
小林 政夫 西川甚五郎
杉山 昌作

○委員長(中川以良君) それから明日
は午前十時より開会いたしたいと存じ
ますが如何でございましょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 速記をとめ
て。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記を始め
て。本日通商産業委員会より織物消費
税法の廃止に伴う特別措置に関する法
律案につきまして、大蔵委員会と連合
委員会を開くことを申入れて参りまし
た。連合委員会を開きますことに御異
議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。よつて連合委員会に應じますことを通産委員会の方に回答いたすことに決定いたします。

それから明日は農林漁業金融公庫法案につきまして御審議を願ひまして、次いで……大休午前中でございますから、それだけで以て御審議の時間が大体一杯になると思ひます。午後は専断裁定につきまします連合委員会を開催いたしたいと思ひます。

午後四時二十一分散会

十二月十七日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めの件(予備審査のための付託は十二月六日)
- 一、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(予備審査のための付託は十二月四日)
- 一、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月四日)

十二月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

- 一、租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 租税特別措置法(昭和二十一年法

昭和二十八年一月二十一日印刷

律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「又は預金の利子」を「若しくは預金の利子又は合同運用信託(所得税法第七條第一項に規定する合同運用信託をいう。以下同じ)の利益」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 金融機関を受託者とする合同運用信託の利益

第二条の二の次に次の一条を加える。

第二条の三 昭和六年七月一日以前に発行された国債、地方債及び社債でアメリカ合衆国通貨、連合国通貨若しくはフランス国通貨で表示されたもの又は本邦通貨で表示されているが確定換算率により連合王国通貨で支払を行うべき旨の特約があるものについて所得税法第一条第二項又は第五項に規定する者が支払を受ける利子で、本邦と当該利子の支払地の属する国との間の租税の二重課税防止のための条約の効力が生じた日から起算して六箇月を経過した日までの間に支払期日の到来するものについては、命令の定めるところにより、同法第十七条、第十八条及び第四十一条の規定は、これを適用しない。

第三条の二第二項中「事業の用に供する」を「事業の用に直接供する」に、「取得したもの」のうち命令で定めるものの提供に因り、昭和二十七年四月一日から同年十二月三十一日まで」を「取得したものを昭和二十七年十二月三十一日までに締結され

昭和二十八年一月二十二日発行

た契約に基き提供したことに因り、同年四月一日から本邦と当該個人の住所又は当該法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の属する国との間の租税の二重課税防止のための条約の効力が生じた日から起算して六箇月を経過した日まで」に改め、同条第二項中「同項に規定する命令で定めるもの」を「第五条第一項に規定する事業の用に直接供する工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む)で所得税法の施行地外において取得したもの」に、「所得税法第一条第二項第六号に規定する所得」を「同法第一条第二項第六号に規定する所得で前項の規定の適用を受けないもの」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの項」に、「事業の用に供する」を「事業の用に直接供する」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
 - 2 この法律による改正後の租税特別措置法第二条の三の規定は、昭和二十七年十二月二十二日から適用する。
 - 3 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
- 附則第三項中「昭和二十八年一月一日」を「同項に規定する租税の二重課税防止のための条約の効力が生じた日から起算して六箇月を経過した日の翌日」に改める。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局